

令和7年度

1年間保存

## 台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により**京都市**（テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」**地域**と報道される場合があります）に「**特別警報**（※大雨、暴風など6種類）」又は「**暴風警報**」が発表された場合及び**醒泉学区**に**警戒レベル4「避難指示」**が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

言己

## 1. 特別警報について

- (1) **登校前に発表された場合** ⇒ 「**特別警報**」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「**特別警報**」が解除された場合、以下の措置を取ります。  
午前0時までに解除になった場合 ⇒ 5校時目（13:55）から始業（給食は中止します。）  
(13:30から13:50に登校します)
- (3) **午前0時現在、特別警報発表中の場合** ⇒ 臨時休業

## 2. 暴風警報について

- (1) **登校前に発表された場合** ⇒ 「**暴風警報**」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「**暴風警報**」が解除された場合、以下の措置を取ります。
  - **午前7時までに解除になった場合** ⇒ 平常授業
  - **午前9時までに解除になった場合** ⇒ 3校時目（10:45）から始業  
(10:20から10:40に登校します)
  - **午前11時までに解除になった場合** ⇒ 5校時目（13:55）から始業（給食は中止します。）  
(13:30から13:50に登校します)
- (3) **午前11時現在、暴風警報発表中の場合** ⇒ 臨時休業

裏面もあります。ご確認ください。

### 3. 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページや保護者連絡ツールで最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。(特に、全市的に避難勧告や避難指示(緊急)が発令された場合などを想定しています。)

### 4. **警戒レベル4避難指示が発令された場合**

本校の校区である「醒泉学区」は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。醒泉学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

「高齢者等避難」(警戒レベル3)が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置(登校の見合わせ等)を取る場合があります。

### 5. 在校中(登校後)に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは**警戒レベル4避難指示が発令された場合**

直ちに臨時休業としたうえで、下校の安全が確認できるまで、全員学校で待機させます。その後、安全が確認できれば、『児童個人カード』に記載いただいている通りに対応いたしますが、不測の事態発生時においては、保護者の方と連絡がとれるまで、学校に留め置くことにいたします。

【ホームページや保護者連絡ツールでお知らせします。】

※児童館も休館になります。

※緊急時の混乱を避け、児童の安全確保を第一にいたしますので、個別の電話対応はいたしません。

※お子たちにも上記について、ご指導いただきますようお願いいたします。

※このプリントは、今年度中は保存版として残しておいていただきますよう、お願いいたします。

【参考資料】政府広報オンライン 5段階の警戒レベルについて、詳しく書かれています。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201906/2.html>